

あなたの暮らしの安心のために社協がお手伝いします

福祉サービス 利用援助事業



「住み慣れた自宅で暮らし続けたい」
「高齢になっても、障がいがあっても地域で生活したい」

誰もが持つこの願いの実現をお手伝いする福祉制度のひとつが、
「福祉サービス利用援助事業」です。
今号では、その制度の内容について、お知らせします。

「福祉サービス利用援助事業」って？

2000年4月の介護保険制度の開始に伴い、介護保険などの福祉サービスを利用するには、利用者自らが福祉サービスを選び、事業者と契約をしなければならなくなりました。

しかし、高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、判断をすること

に不安がある方は、上手に福祉サービスを選ぶことができなかったり、利用料がきちんと支払えないという心配が生まれました。

「福祉サービス利用援助事業」は、そのような方々が福祉サービスを適切に選ぶことができるよう、説明や助言をしたり、利用料の支払い

などをお手伝いすることで安心して生活ができるよう支援するために始まった制度で、全国の市区町村社会福祉協議会が実施しています。

全国的には、この制度を「日常生活自立支援事業」と呼んでいます。

■こんなときは、「福祉サービス利用援助事業」を利用してください！



ひとり暮らしをしている私の母は、最近物忘れがひどくなり、「財布や通帳がなくなった」と言うことが多くなりました。

その度に、近所の方やヘルパーさんが一緒に探してくださっています。知り合いのお店でも、支払いが上手くできていないようで、店の方から私に連絡がよくあります。

しかし、私も遠方のため、すぐに帰ることができず、困っています。



私は5年前、仕事の過労から精神状態が不安定になり、入院しました。

この間主治医から、病状が落ち着いたので、退院を勧められました。

しかし、入院生活が長かったので、ひとりで生活することについて、家事や金銭管理が上手にできるかどうか、不安に思っています。

読者の
感想より

“いきいきライフ”を読んで、志水さんの駄菓子屋さんを一度訪ねてみたいと切に思いました。懐かしく、ワクワク、ドキドキした子どもの頃を思い出しました。(山崎町 男性)

こんにちは!
社協です!!